

礼文町強靱化計画

令和2年12月
礼文町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
第2章	礼文町強靱化の基本的考え方	
1	礼文町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	19
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	20
3	評価の実施手順	21
4	評価結果	21
第4章	礼文町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	37
2	施策推進の指標となる目標値の設定	37
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	37
4	推進事業の設定	37
	【礼文町強靱化のための施策プログラム一覧】	38
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	58
2	計画の推進方法	58
3	計画の推進体制	59

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、礼文町においても、日本海沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した平成元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

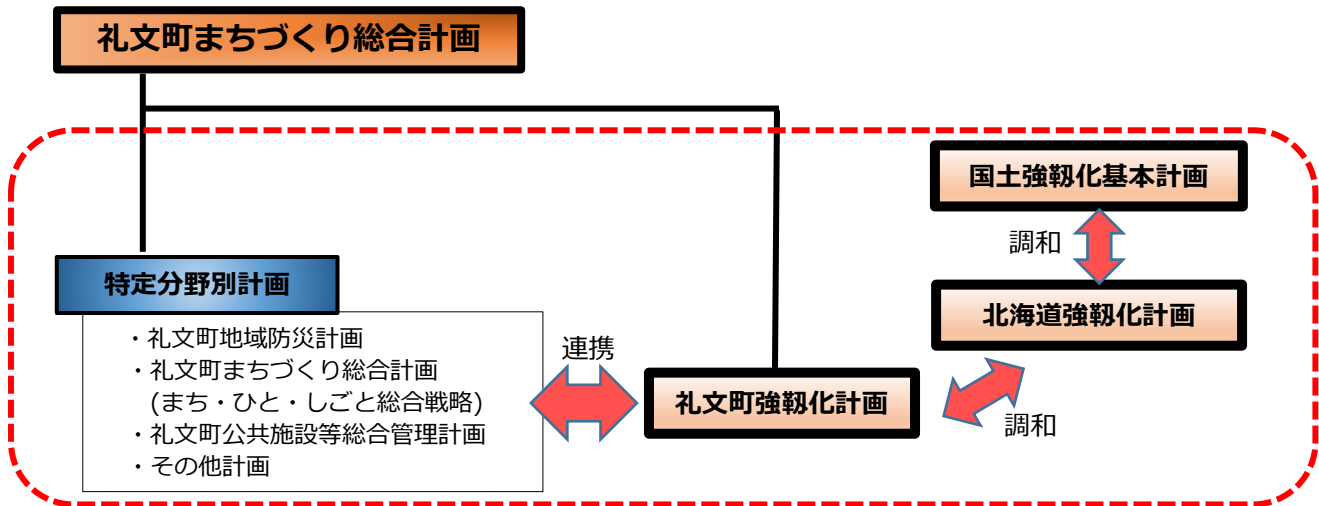
この間、礼文町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「礼文町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、これらを踏まえた礼文町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

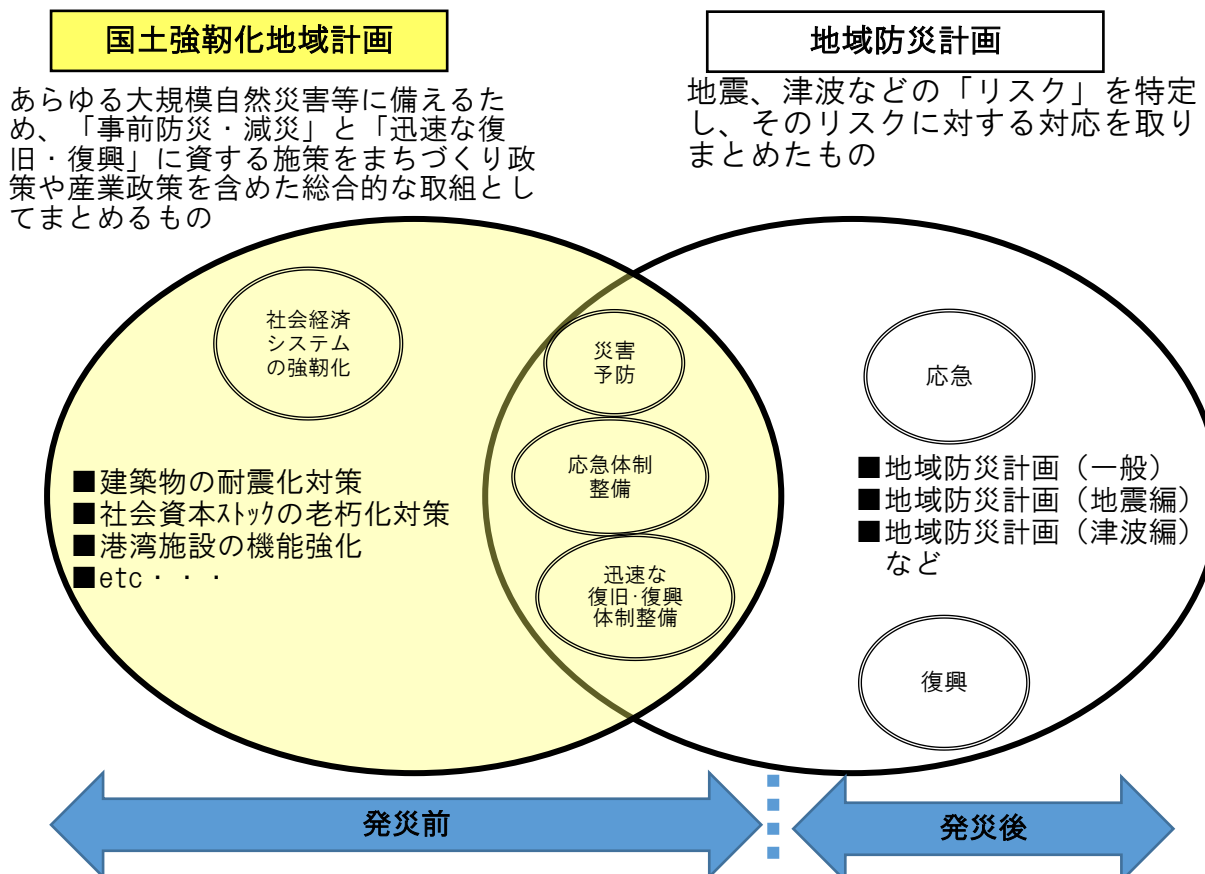
こうした基本認識のもと、礼文町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「礼文町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、礼文町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携するとともに、北海道等の計画との調和を図りながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 地域防災計画と強靱化計画



第2章 礼文町強靱化の基本的考え方

1 礼文町強靱化の目標

礼文町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。本町の総人口は昭和30年(1955年)の9,874人をピークに減少が続き、平成27年(2015年)に行われた国勢調査では、2,773人となり、国立社会保障・人口問題研究所が令和7年(2025年)には2,089人、令和12年(2030年)には1,803人になると推定している。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

礼文町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、礼文町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の4つを礼文町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

礼文町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- (4) 迅速な復旧復興がなされること

2 本計画の対象とするリスク

礼文町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「人命の保護を最大限図られる」、目標（２）に掲げる「町及び重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」という観点から、礼文町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、礼文町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 礼文町における主な自然災害リスク

（１）気象災害の概況

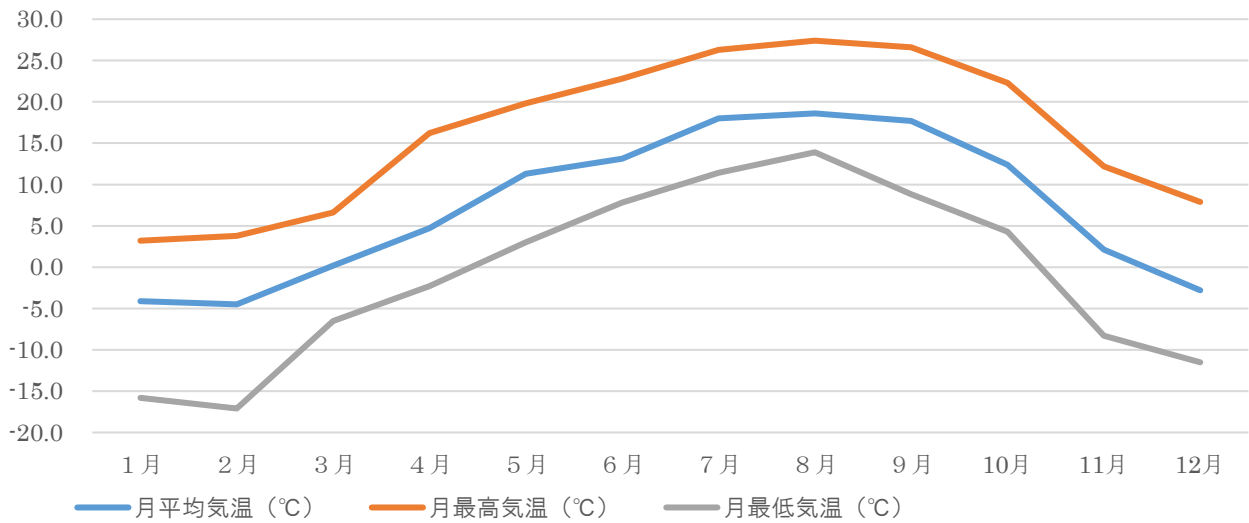
本町は、日本最北端の宗谷地方の寒冷な気候ではあるが、対馬暖流の影響を受け、宗谷地方の内陸の気候に比べ、比較的寒暖の差は小さい。年間の降水量は 1,000 mm 前後。年間の平均風速は毎秒 3.5 メートル前後と極端に強くはないものの、日最大瞬間風速が毎秒 25 メートルを超える日がしばしばある。

春と秋は比較的晴れる日が多いものの、夏はオホーツク海高気圧の影響や前線の影響により曇りや雨の日が多く、冬は季節風の影響により雪の日が多い。

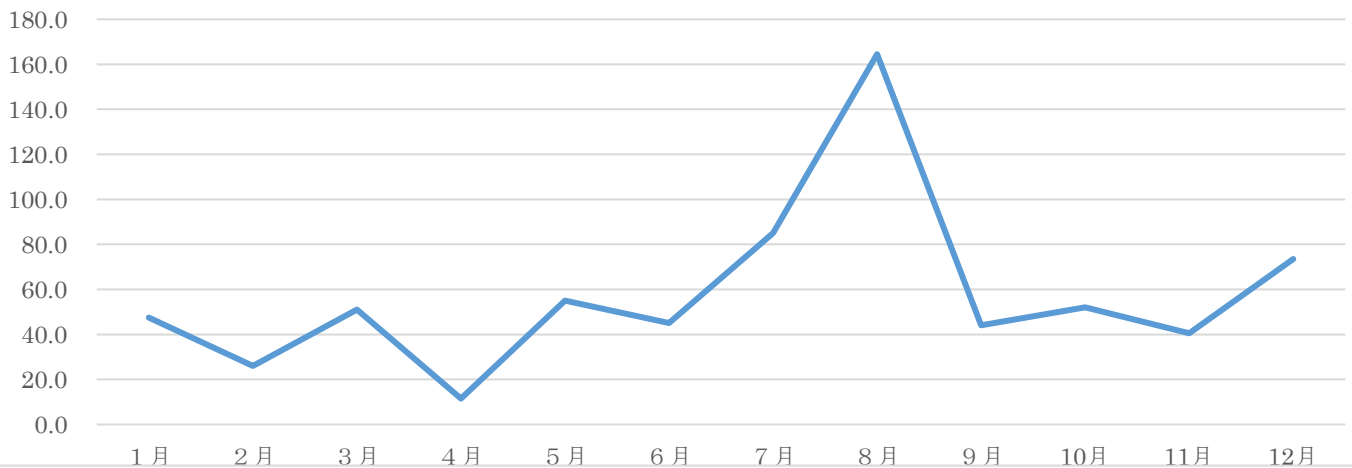
【平成 25 年～平成 31 年(令和元年)の礼文町の気象】

項目 \ 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)
年平均気温 (°C)	6.9	6.8	7.5	6.6	6.7	7.1	7.2
年最高気温 (°C)	28.4	26.5	25.3	26.2	25.6	28.9	27.4
年最低気温 (°C)	-12.1	-13.1	-11.3	-11.5	-13.2	-12.6	-17.1
年降水量 (mm)	1,066.0	1,165.0	1,060.0	1,164.0	991.5	959.5	695.5
年間日照時間(h)	1,233.8	1,477.5	1,277.4	1,301.2	1,357.9	1,402.0	1,484.4

礼文町の気温（℃）（平成31年・令和元年）



礼文町月別降水量（mm）（平成31年・令和元年）



本町は、大雨・集中豪雨による洪水、土砂災害、暴風等に伴う高潮のほか、冬から春にかけて発生するなだれや融雪災害など、様々な自然現象による災害が発生している。

特に、平成26年8月24日に発生した土砂災害のときは、平成26年8月23日から24日にかけて、日本海北部の低気圧が北海道付近に近づいた後、動きが遅くなり、また、上空には寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、宗谷北部や利尻・礼文を中心に23日夜から局地的に激しい雨が降った。

礼文町香深では1時間降水量41.0mmと極値を更新するなど、50年に一度の記録的な大雨となったところがあり、2日間の総降水量は、礼文町香深で207.0mmとなった。これに伴い各地で土砂災害が発生し、死者2名を出すなど多くの被害を受けた。また、町南部の東西を結ぶ道道元地香深線が寸断され、西海岸の元地地区が一時孤立状態に陥るなど、住民生活に甚大な被害を及ぼし、激甚災害に指定されている。

(2) 地震・津波災害の概況

本町では、過去、地震・津波による大きな災害の記録はない。

しかし、北海道地方は国内の他の地域と比較しても地震の発生件数が多い地域である。また、昭和 58 年に秋田県能代市西方沖 80km の地点で発生した日本海中部地震（M 7.7）では、本町においても最大波高 2.0m の津波が到達しているなど、地震・津波による災害に備えておく必要がある。

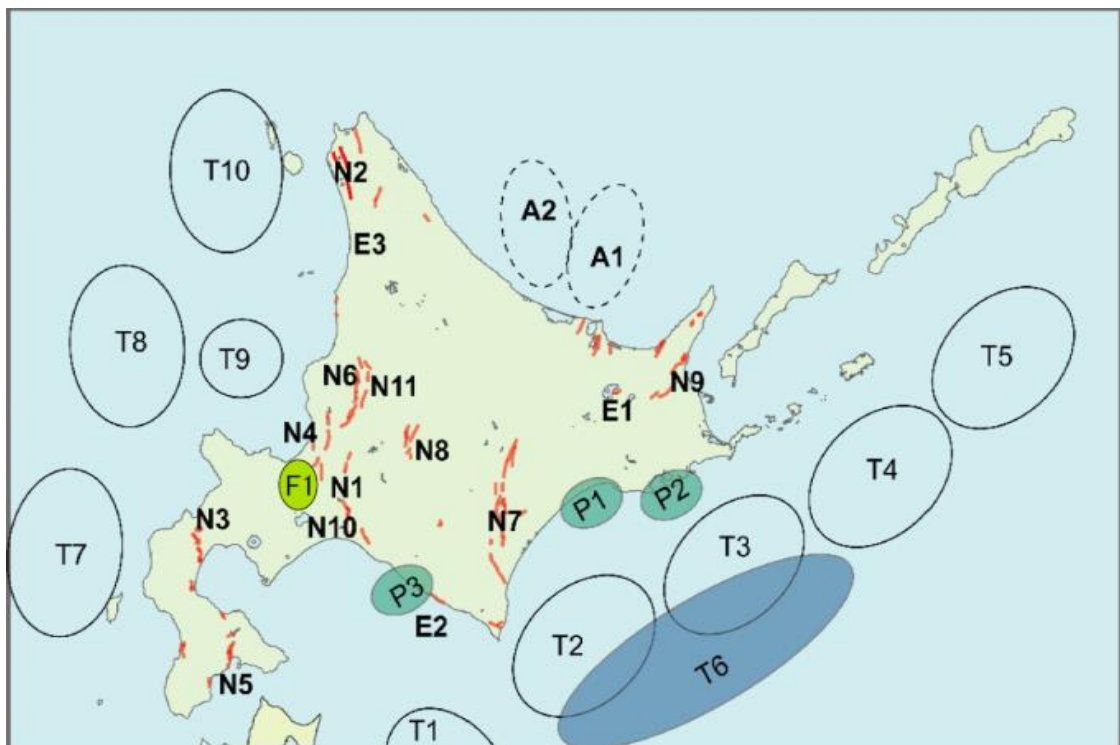
1) 町における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく 2 つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成 5 年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

北海道地方において想定される地震



	地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝／日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968年	既知	8.0	—
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003年	既知	8.1	—
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
	T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
	P2	厚岸直下	—	1993年	推定	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56	
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上	
N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40	
(伏在断層)							
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—	

	地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)
	(既往の内陸地震)					
	E1 弟子屈地域	—	1938 年	推定	6.5	—
	E2 浦賀周辺	—	1982 年	推定	7.1	—
	E3 道北地域	—	1874 年	推定	6.5	—
	(オホーツク海)					
	A1 網走沖	—	未知	推定	7.8	60
	A2 紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、
中防：中央防災会議

(注) 太字、下線：特に礼文町に影響を及ぼすおそれのある地震

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震・津波に対しても注意を要する。

これらの想定地震の中で本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震の概要は、次のとおりである。

なお、宗谷、オホーツク地方の「平成 27 年度地震被害想定等調査結果報告書」（北海道 平成 29 年 2 月公表）によると、宗谷で最大震度が震度 7 となる地震は、サロベツ断層帯 (N2) 北延長の地震、北海道北西沖 (T10) の地震となっている。

(ア) 海溝型地震（日本海東縁部）

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

○ 積丹半島沖 (T8)

積丹半島沖では、1940 年に M7.5 の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400 年～3900 年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

○ 留萌沖 (T9)

留萌沖では、1947 年に M7.0 の地震が起きている。また、1792 年後志の津波 (M7.1) もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7 クラスの地震が発生する領域とみられている。

○ 北海道北西沖 (T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から 3900 年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は 2100 年程度前とされ、M 7.8 程度の地震が発生すると考えられている。

(イ) 内陸型地震（活断層帯）

内陸型地震（活断層帯）については、M7.0 以上のいずれも浅い（20km 以浅）逆断層型の地震が想定される。

○ サロベツ断層帯 (N2)

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層及び伏在断層からなる。地震断層は東傾斜の低角逆断層で、全体として M7.6 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 4% で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚内市付近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

○ 増毛山地東縁断層帯 (N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 0.6% で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

2) 町における津波の想定

北海道地方は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。このため、道は、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行っている。

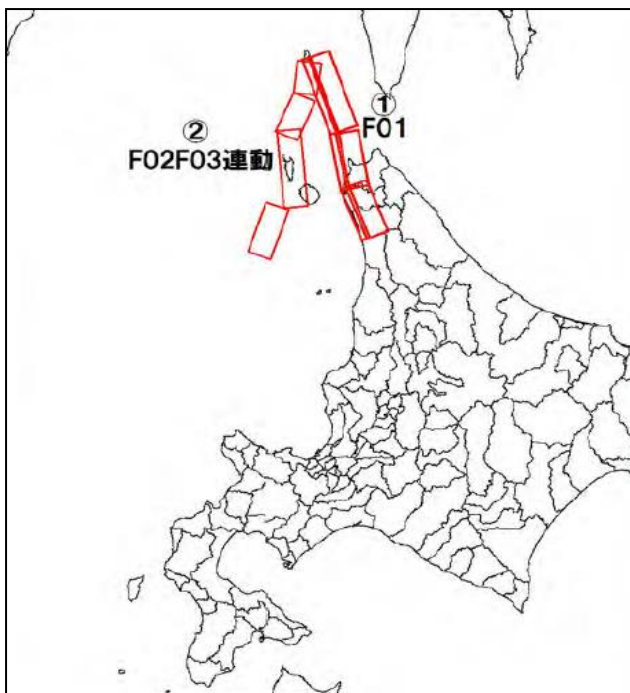
北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成22年3月に設定されているが、東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しが行われている。

見直しに当たっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成24年度から25年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、平成5年に発生した北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で、津波断層モデルを設定して平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定している。

(ア) 津波断層モデル

本町において、設定されている津波断層モデルの配置図については、次のとおりである。

礼文町に係る想定津波波源域



対象地震	想定地震の規模
①F01	Mw7.9
②F02F03連動	Mw7.8

(イ) 代表地点周辺における最大遡上高、津波影響開始時間

本町における津波断層モデルに基づく、代表地点周辺における最大遡上高、津波影響開始時間は、次のとおりである。

代表地点周辺における最大遡上高、津波影響開始時間

代表地点名	対象地震	最大遡上高 (m)	海岸線の津波影響 開始時間(±20cm) (分)	第一波到達 時間 (分)
元地	①F01	5.22	6	30
	②F02F03 連動	13.00	0	3
知床	①F01	6.25	9	23
	②F02F03 連動	9.05	0	2
香深	①F01	10.01	10	21
	②F02F03 連動	8.10	0	1
香深井	①F01	11.40	9	20
	②F02F03 連動	6.65	0	1
内路	①F01	11.86	8	19
	②F02F03 連動	4.52	1	1
上泊	①F01	11.07	9	18
	②F02F03 連動	5.27	0	1
幌泊	①F01	12.91	10	19
	②F02F03 連動	4.92	1	3
大備	①F01	16.95	12	29
	②F02F03 連動	5.44	0	3
浜中（江戸屋）	①F01	12.65	15	23
	②F02F03 連動	6.26	0	2
スコトン岬	①F01	13.04	5	23
	②F02F03 連動	9.43	0	1
鮑古丹	①F01	19.04	5	26
	②F02F03 連動	12.76	0	2
鉄府	①F01	19.69	6	29
	②F02F03 連動	22.28	0	4
西上泊	①F01	11.92	6	29
	②F02F03 連動	12.22	1	2
宇遠内	①F01	3.56	4	29
	②F02F03 連動	9.57	0	2

3) その他災害について

本町で起こり得る気象災害、地震・津波災害以外の災害では、火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

【災害記録】

(令和2年11月1日現在)

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成24年4月4日	浜中・鉄府・大備地区	強風	住家被害(一部破損) 2件 非住家被害 2件 (自治会館ほか：一部損)
平成24年4月17日	上泊・高山地区	雪崩	住家被害(一部破損) 2件
平成24年7月12日	召国地区	落石	住家被害(一部破損) 1件
平成24年9月17日	江戸屋地区	大雨	地すべり 1件
平成24年9月19日	赤岩地区	大雨	住家被害(一部破損) 1件 地すべり 1件
平成25年3月1日 ～2日	町内一円	低気圧による暴風等	住家被害(一部破損) 3件 非住家被害(全壊) 1件 " (半壊) 5件 道路被害 2件 水産被害(共同利用等) 2件 衛生被害(水道施設) 1件
平成25年9月4日 ～5日	江戸屋・上泊・尺忍・ 奮部地区	大雨・強風	非住家被害 1件 (一部損：公衆トイレ) 地すべり 1件 道路被害 1件 その他(自治会館IP) 1件
平成25年11月27日	大備地区	低気圧による暴風等	非住家被害(半壊) 1件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 26 年 8 月 24 日 (激甚災害に指定)	町内一円	大雨・土砂災害	人的被害(死者) 2人 " (重傷) 1人 住家被害(全壊) 2件 " (一部破損) 10件 " (床上浸水) 2件 " (床下浸水) 5件 非住家被害(全壊) 3件 " (半壊) 1件 道路被害 25件 河川被害 7件 がけ崩れ 41件 土砂流出 9件 水産被害(漁港施設等) 77件 林業被害(林野土砂) 45件 衛生被害(簡水施設) 4件 商工被害 (住家・非住家と重複) 公立文教施設被害 (林業重複) (自主避難) 6地区(9避難所139人) (避難勧告発令) 7地区(9避難所340世帯689人) うち6地区(8避難所78世帯182人)
平成 26 年 10 月 10 日	船泊地区	暴風	非住家被害(一部損) 4件 商工被害(宿泊施設) 2件
平成 26 年 11 月 3 日 ~4日	須古頓・大備地区	暴風	住家被害(一部破損) 2件 非住家被害(一部損) 3件
平成 26 年 12 月 17 日	上泊・起登臼・ 香深井・尺忍地区	暴風雪・波浪	住家被害(半壊) 1件 " (一部破損) 2件 非住家被害(半壊) 3件 河川被害 1件 水産被害(漁港施設) 1件 " (その他施設) 1件 " (漁船) 8件 " (その他) 1件 その他(屋外拡声器) 1件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 27 年 7 月 13 日 ～ 14 日	津軽町	大雨	地すべり 1 件
平成 27 年 10 月 2 日	津軽町	暴風	人的被害(転倒軽傷) 1 件 住家被害(一部破損) 67 件 非住家被害(公共全壊) 2 件 " (全壊) 35 件 " (半壊) 7 件 道路被害 1 件 水産被害(漁船) 21 件 " (漁港施設) 4 件 " (共同利用施設) 3 件 " (その他施設) 6 件 公立文教施設被害 (小学校) 3 件 " (中学校) 2 件 " (高校) 1 件 その他(屋外拡声器) 2 件
平成 27 年 10 月 12 日	元地・尺忍・須古頓地区	暴風	道路災害 1 件 その他(屋外拡声器等) 3 件
平成 28 年 1 月 19 日	五番地地区	低気圧による強風	道路被害(カーブミラー) 1 件 その他 4 件
平成 28 年 3 月 1 日	五番地地区	低気圧による暴風雪	港湾被害(天蓋施設) 2 件
平成 28 年 8 月 31 日	差閉・奮部・幌泊・ 五番地・須古頓地区	台風(10号)	住家被害(一部破損) 1 件 水産被害(共同利用施設) 1 件
平成 28 年 9 月 6 日	五番地地区	大雨	地すべり 3 件 林業被害(治山施設) 1 件
平成 29 年 11 月 11 日	幌泊地区	暴風	住家被害(一部破損) 1 件
平成 29 年 12 月 11 日	幌泊地区	暴風雪	住家被害(一部破損) 1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 29 年 12 月 25 日	大備地区	暴風雪	その他(シェルター避難路) 1 件
平成 30 年 2 月 24 日	江戸屋・香深地区	暴風雪	住家被害(一部破損) 1 件 土木被害(港湾) 1 件
平成 30 年 9 月 5 日	元地・須古頓地区	台風 21 号	住家被害(一部破損) 2 件
平成 30 年 10 月 29 日	浜中地区	暴風	住家被害(一部破損) 1 件
令和 2 年 8 月 6 日 ～12 日	町内	大雨・土砂災害	住家被害 (一部破損) 4 件 " (床上浸水) 6 件 " (床下浸水) 7 件 非住家被害(全壊) 2 件 土木被害 (道工事) 2 件 " (市町村工事) 30 件 " (港湾) 1 件 水産被害 (漁港施設) 2 件 " (その他施設) 2 件 (その他) 4 件 林業被害 (一般民有林) 59 件 その他 (空港) 1 件 (水道)断水 167 (電気) 停電 1221 (自主避難) 4 避難所 56 人 (※10～12 日: 5 避難所 14 名) (避難勧告発令) 13 避難所 185 人 (避難指示発令) 3 地区(内路、起登臼、香深井)
令和 2 年 9 月 20 日	上泊地区	竜巻	住宅被害 (一部破損) 1 件 非住家被害(全壊) 1 件 " (半壊) 3 件 水産被害 (漁船) 12 件 " (漁港施設) 2 件 " (共同利用施設) 1 件 " (その他の施設) 1 件 その他 (都市施設)電柱 1 件

2-2 北海道の被害状況

(1) 津波

- 北海道日本海沿岸の津波浸水想定
(2017年2月北海道日本海沿岸における津波浸水想定公表について)
 - ・ 10m以上の津波高となるのは21市町村(最大津波高は26.9m)
 - ・ 海岸線における津波影響開始時間(±20cm)が最短10分以内となるのは24市町村
- 内陸型地震(2018年全国地震動予測地図)
 - ・ 道内の主要活断層は13箇所
 - ・ サロベツ断層帯の発生確率… M7.6程度、30年以内に4%以下
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道南西沖地震(1993年)… M7.8、最大震度6(推定)
最大遡上高30m以上、死者・行方不明者229人
 - ・ 十勝沖地震(2003年)… M8.0、最大震度6弱、最大津波高2.55m
死者・行方不明者2人
 - ・ 北海道胆振東部地震(2018年) M6.7、最大震度7、死者44人

(2) 火山噴火

- 常時観測火山(9火山)*全国50火山
 - ・ 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽
- 過去の被害状況
 - ・ 1900年以降、十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生
 - ・ 2000年の有珠山噴火では、避難者数1.6万人

(3) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去30年の台風接近数は、年平均2個(全国平均約6個)と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に2016年8月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風(7号・9号・10号・11号)に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生(死者4人・行方不明者2人、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟)
- 1991年から2017年の間に、47の竜巻等が発生(2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生)

(4) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

2-3 道外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 … M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 … 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- 被害想定 … 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

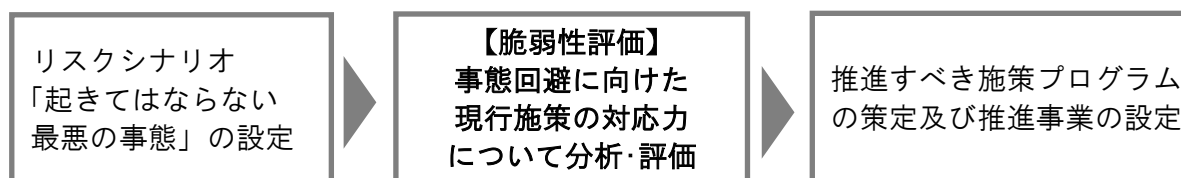
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

礼文町としても、本計画に掲げる礼文町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、礼文町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、離島、積雪寒冷など礼文町の域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、礼文町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内における行政機能の大幅な低下
	3-2 道内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6 迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	6-2 復旧・復興等の人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行い、脆弱性評価の結果を 6 つのカテゴリーごとに取りまとめた。評価結果は以下の通りである。

1. 人命の保護

事態 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 (住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約62%(H23推計)と全国を下回る水準であり、耐震改修促進法の改正により、一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時には避難所として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅については、管理戸数の約16%が耐用年数を経過しており、老朽ストックの計画的な建替え、修繕等を実施する必要がある。
- 管理不全状態の空き家等については、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題を有しているため、「礼文町空き家等対策計画」等に基づく発生の抑制や利活用の促進などに取り組む必要がある。

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法や礼文町地域防災計画に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所を指定しているが、町民等への更なる周知啓発が必要であり、国や北海道により新たな津波浸水想定等が公表された場合はそれに応じた避難場所等の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、事前に避難所に必要な設備の整備や住民が主体となった運営体制の構築を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定を引き続き進めるとともに、福祉避難所に関する情報の普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き、地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。
- 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、企業団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、過疎化、高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでおり、消防団の確保、資質の向上を促進する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
住宅の耐震化率	62%
小中学校の耐震化率	100%
医療施設の耐震化率	100%
社会福祉施設の耐震化率	100%
公営住宅の30年経過戸数	約16%
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	指定緊急避難場所77箇所 指定避難所18箇所
福祉避難所の指定状況	2箇所指定

事態 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域の指定が遅れていることから、北海道と連携しながら指定を進めるとともに、ハザードマップの作成などによる警戒区域の周知など、「逃げ遅れゼロ」実現のための警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(砂防施設等の整備、老朽化対策)

- 土砂災害のおそれがある箇所について順次、国及び北海道が実施している砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、国の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進めるよう要望する必要がある。
- 山地災害危険地区を対象に治山施設整備と森林の維持造成を進めているが、進捗途上であり、一層の推進が求められる。
- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組を進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
土砂災害警戒区域指定状況	土砂災害危険箇所 (急傾斜崩壊18、地すべり11、土石流44計240) 基礎調査実施率：100% 指定完了：72箇所(約72%)
土砂災害ハザードマップの作成	未作成

事態 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 「礼文町地域防災計画」の策定、「津波ハザードマップ」の策定を進めてきたが、北海道による新たな津波浸水想定の設定や見直しなどの情勢変化に応じ、津波ハザードマップ、避難計画、避難勧告の発令・伝達を見直す必要がある。
- 発災時において、被害を最小限に食い止められるように、避難路、避難場所等の整備が必要である。

(海岸保全施設等の整備)

- 居住区等の大半が海岸に近接している実情から、高波・高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、防潮堤、護岸等の整備及び施設の耐震化対策などを含め、施設整備の一層の促進が必要である。
- 海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過し老朽化した施設が多く、また今後、こうした老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化の取組を進め、適切な維持管理や計画的な更新等が必要である。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
津波ハザードマップの作成状況	策定済(H29)
海岸保全施設長寿命化計画の策定	策定中

事態 1-4 異常気象等による市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成と訓練)

- 北海道が発表する2級河川(※対象河川:大沢川)における洪水氾濫危険地域並び過去の災害履歴を踏まえたハザードマップを作成するとともに、ハザードマップの普及や防災訓練など円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 河川管理施設については、老朽化している状況にあることから、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。
- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や河川施設の長寿命化等要請するとともに、大規模災害に対しては迅速かつ的確に初動対応のため、関係機関等との連携強化が必要である。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
洪水ハザードマップの作成	未作成

事態 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時における通行規制等の情報について、各道路管理者(北海道・町)が連携し、地域住民等に対するきめ細かな提供を行う必要がある。
- 防雪施設については、道路防災の視点による点検を踏まえた要対策箇所を中心に防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機の老朽化など安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
防雪柵整備	70%
除排雪車両保有台数(民間含む。)	4台 ※町有4台、業者借上げ12台

**事態 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)**

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所における防寒対策を更に充実する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
防寒器具等の備蓄状況	毛布×1000枚、発電機×38台、ポータブルストーブ×43台
指揮所運営マニュアル作成	作成済 (R2)

**事態 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)**

- 現在、北海道により関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、河川の雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する観測機器の設置について、国・北海道と調整する等促進する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信連絡訓練等により、システム運用をはじめとした操作方法の習熟を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、国や北海道などの行政機関や警察・消防を含む関係機関と情報共有するために必要な情報基盤の整備を進める必要がある。

(自主防災組織の結成及び育成指導)

- 通信途絶等に備え、自主防災組織による災害情報等の情報連絡体制を確保するため、更なる地域防災力の向上に向け、自主防災組織結成の促進等を図るとともに、人材（リーダー）を育成して、組織の強化を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 住民の人命保護のため、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、北海道の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを踏まえ、「礼文町避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定しているが、更なる住民周知を図る必要がある。
また、必要に応じてマニュアルの見直し等、改善を進める必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、避難行動要支援者名簿や国民保護法に基づく安否情報システムの活用など、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

- 住民等への災害情報の伝達に必要なIP告知放送、緊急速報メール、避難所等への公衆無線LANの整備を促進するほか、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の効果的な運用を図る必要がある。
- 予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

（高齢者や観光客等の要配慮者対策）

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿を適時に更新して活用した避難体制の整備が必要である。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、外国人を含む観光客等を災害から守る受入体制の整備が必要である。
特に、外国人については現在、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するために、国や北海道との連携のもと、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の組織率の向上等に取り組む必要がある。
- 災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し、厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配布や「一日防災学校」など体験型防災教育などを通じて、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても情報伝達が可能となるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等による通信体制を確保する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
自主防災組織活動の結成率	100%
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	策定済／R2改正
防災訓練の実施	年1回
避難行動要支援者計画の策定状況	策定済（R2）
移動系防災行政無線	未整備
衛星携帯電話保有台数	8台

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

事態 2-1 被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援などの災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、周辺市町村、民間団体等との間で応援協定を締結し、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容を適宜行う等、平素からの連携を推進するとともに、未締結分野における協定締結を推進する必要がある。
- 大規模災害時における NPO やボランティアの活動実態を踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入れ体制の整備を進めるとともに、防災知識を有するボランティアの育成を推進する必要がある。

(緊急輸送路等の防災・減災対策)

- 物資供給を迅速かつ円滑に行うため、道路網の強化や災害発生時の道路啓開など緊急輸送体制の構築に取り組む必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での備蓄・調達体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
防災関係の協定件数 (民間・団体・行政機関)	17件
備蓄計画の策定	策定済 (H28)

**事態 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
(防災訓練等による救助・救急体制の強化)**

- 地域防災計画等の見直しや内容の深化、防災訓練などを通じ、北海道、消防、警察、自衛隊など防災関係機関や地元消防団、自治会等との相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模災害発生時における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待され、本町はもとより、国や北海道全体の強靱化に直結することから、北海道や近隣自治体と一体となって道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充に関する働きかけ等を推進するとともに、自衛官の募集・援護業務への積極的な協力が必要である。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材等の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

(ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化)

- 大規模自然災害時は、救命救急処置を有する重症外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、島外の医療機関への空輸が必要となる。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
自衛隊の生地訓練実績	町内の施設を使用したスキー訓練、行進訓練、ヘリコプター発着訓練

事態 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(防疫対策)

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、平素から定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。
- 平素から感染症のまん延防止を図るため、保健所の検査体制の整備推進を要望する必要がある。
- 大規模自然災害等によって、下水道施設の機能が損なわれた場合、疾病や感染症等がまん延するリスクがあり、下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策、非常用電源等長寿命化対策を推進する必要がある。

(避難者等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベットなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。
- 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、避難者等の健康管理や施設の衛生管理などの感染症対策に取り組む必要がある。
- 避難所における健康状態の悪化等を防ぐため、救護所の設置、救護班の派遣等、避難者の保健・医療面でのサポートを実施する必要がある。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療活動が実施できるよう、北海道や関係団体などとの更なる連携強化を図る必要がある。
- 災害発生時の町内の医療提供体制を強化するため、救命医療や重篤患者の受入れなどに必要な応急用医療資機材や広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、診療所として緊急時に必要な機能が維持できるよう、自家発電装置の整備を推進する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、北海道と連携し福祉関係団体等との協力体制の構築や福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
予防接種法に基づく予防接種 (麻しん、風しん2期)の接種率	100%

3. 行政機能の確保

事態3-1 町内における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を「礼文町職員初動マニュアル」の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証など、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、社会経済情勢や自然環境など変化に対応した地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部機能の強化を図る必要がある。
- 災害対策本部の的確かつ円滑な運営のため、適切な組織体制を構成するとともに、対策活動の検討や関係機関との調整に当たっては、地域防災マネージャー等の専門家を活用する必要がある。
- 災害対策本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進するとともに、本部に配備される職員を対象とした運営訓練を定期的に行うなど、ハードとソフト両面からの体制整備とスキル向上を図る必要がある。
- 役場庁舎が浸水想定区域に設置されており、耐水工事が行われていないため、耐災害機能の強化は必要であり、対策本部の移転先は定めているが、今後、訓練などを通じて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効率的なフォローアップを行う必要がある。また、災害時の防災拠点となる庁舎の非常用電源装置の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。
- 消防団については、団員数が年々減少しているため、地域防災力・水防力の維持・強化に向け、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

(行政の業務体制の整備)

- 災害時における業務の継続体制を確保するため、業務全体を対象にした業務継続計画を策定し、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな影響がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる必要がある。
- 業務遂行の重要な手段として利用されるICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定が必要である。

【指標(現状値)】

項目	現状値(達成率)
庁舎の耐震化率	100%
消防署所の耐震化率	100%
業務継続体制の整備	未整備
地域防災マネージャー制度の活用	1名を採用中

事態 3-2 道内外における行政機能の大幅な低下

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備などの受援体制を検討しておく必要がある。
- 他自治体において大規模災害が発生した場合には、要請に応じ、当該自治体等の災害対策本部等に応援職員を派遣できるよう、各職員が有する専門的な知識・技能及び他自治体への災害派遣や出向・研修などの経験を平素から把握して管理するとともに、職員の知識・技能の習得やスキルを向上させるための研修制度を整備する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
出向経験職員	4名 (3%)
専門的な知識・技能を有する職員	10名 (9%) (防災マネージャーを含む)
災害派遣経験職員	1名 (1%)
災害時受援計画の策定	未策定

4. ライフラインの確保

事態4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 災害により系統電源（火力）が途絶えても生活や経済活動を維持するため、風力や他の再生可能エネルギーの導入、エネルギーの地産地消など、国や北海道などと連携しながら、地域の特性を活かした取り組みを推進する必要がある。

(電力基盤の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、現在の発電所は急傾斜による土砂災害特別警戒区域内にあり、急傾斜崩壊防止施設等の整備を促進するとともに、電力設備の対災害性の向上、電力の多様性、分散化を推進する必要がある。
- 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能の確保が必要である。
- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電などの教訓を踏まえ、電力需要の安定のため、電力事業者等との連携が必要である。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時に緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者との間で、協定を締結し、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有含め連携強化を図る必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
石油燃料供給に係る締結	2件（北海道1、町1）

事態4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 地域産業が安定した食料供給機能を維持できるよう、港湾の耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策の他、特に漁業を支える漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 漁業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な漁家経営に資する取り組みを推進する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
漁業従事者の確保	330人

事態4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。

(水道施設等の機能強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、送水管の施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道BCPの策定)

- 町が所管する下水道事業については、災害時に備え、業務継続計画(下水道BCP)の策定や適宜更新を図る必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設等の耐震化やストックマネジメント計画等に基づく、老朽化対策を計画的に進める必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
浄水施設の耐震率	整備中 (25%)
下水道BCPの策定	策定済 (H28%)
下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定中
合併浄化槽の普及率(下水道区域外)	33%

事態4-4 地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩盤崩落など要対策箇所について、順次、対策工を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁の耐震化については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的な対策工事を優先するなど、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を着実に進めるとともに、その他の各道路施設についても計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
道路斜面等の要対策箇所	5箇所
橋梁の予防保全策	6橋
道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況	策定済

5. 経済活動の機能維持

事態5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(被災企業等への金融支援のための援助)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、被災企業に対する金融支援等のセーフティネット策を確保する必要がある。

事態5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化)

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として、安定的な物流網を確保する重要な役割を港湾が担うためには、船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、関係機関と連携を図り、港湾の機能強化を推進する必要がある。
- 大災害に備えた港湾の耐震化、老朽化等対策は、港湾管理者である町が直轄事業を含めた国の制度を活用しながら計画的に実施しているところであるが、今後、機能の多様化へのニーズや老朽ストックが更に増えてくることから、一層の計画的な整備が必要である。

(港湾における業務継続体制の整備)

- 地震・津波など大規模災害が発生した場合に、香深港における港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限にすべく、香深港を利用する関係機関等が相互の連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的とする「香深港BCP」を策定し、災害に備える必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
流通拠点等	香深港、船泊港
港湾BCPの策定状況	未策定

6. 迅速な復旧・復興等

事態6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定など、廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
災害廃棄物処理計画の策定状況	未策定

事態6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害時に、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策業務が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めるためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、北海道との行政職員の応援・受援体制を強化する必要がある。

第4章 礼文町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、礼文町における強靱化施策の取組方針を示す「礼文町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本計画の基本目標を踏まえ、礼文町の総合計画である『礼文町まちづくり総合計画』で掲げる「安全・安心なまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、礼文町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、『礼文町まち・ひと・しごと総合戦略』等の方向に沿った取組と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、18の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業（主に礼文町が主体）を設定し、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【礼文町強靱化のための施策プログラム一覧】

1. 人命の保護

事態1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) **重点**

- 「礼文町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の活用促進を図るなど、関係機関が連携した住宅・建築物の耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、体育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しているが、これらの施設は災害時に避難場所として利用されることもあることから、天井の脱落防止等やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する。

(建築物等の老朽化対策) **重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、「礼文町公営住宅等長寿命化計画」及び「礼文町教育施設長寿命化計画」に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 町内の公営住宅については、「礼文町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する。
- 管理不全状態の空家等については、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題を有するため、「礼文町空き家等対策計画」等に基づき、解消に向けた各種支援施策を実施し、建築物の倒壊・老朽化防止を図るとともに利活用の促進などに取り組む。

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を推進する。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、自主防災組織である自治会等との連携を図り、「礼文町自主防災組織の手引き」、「礼文町避難所運営マニュアル」を活用し、避難所に必要な設備を進め、「礼文町避難所運営マニュアル」の整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取り組みが最大限発揮できる体制構築に取り組む。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能設備を促進するとともに、住民等に対して福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるように、地域の実情に応じた施設を計画的に整備する。

- 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、企業団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等を促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道等と連携を図りながら、計画的な整備を推進する。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防災や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携し、火災予防に関する啓発活動や防火設備（住宅用火災報知器）の設置促進、危険物施設の安全確保や火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取り組みを促進する。
- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、過疎化・高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでおり、若者を中心に消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備等に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

【指標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
住宅の耐震化率	62%⇒89% (R3)
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	指定緊急避難場所77箇所⇒78箇所 (R3) 指定避難所18箇所⇒19箇所 (R3)
公営住宅の建替え・長寿命化	約16%⇒約27% (R2~R7)

【推進事業】

○公営住宅改善事業	○公営住宅建て替え事業
○学校校舎等整備事業	○民間賃貸住宅建設促進助成事業
○道路維持事業	○道路整備事業
○地域見守り事業	○空き家等解体撤去支援助成事業
○離島活性化交付金（船泊西地区防災拠点センター整備事業）	

事態 1-2 土砂災害による死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道と連携しながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、土砂災害ハザードマップの作成や情報発信の強化を図る。
- 土砂災害から町民等の生命、財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、「礼文町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の更新を行うとともに、住民への周知及び関係機関と連携し、土砂災害対策体制を整備する。
- 土砂災害が発生するおそれがある場合において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、施設管理者等の義務付けられた避難確保計画の作成・見直し及び避難訓練の実施など、施設管理者等による主体的な取り組みの促進を図り、避難体制の充実・強化を推進する。
- 土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」に向け、避難訓練の実施、防災教育などにより、普及啓発を促進する。

(砂防設備等の整備、老朽化対策) **重点**

- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、国や北海道の取り組みと連携するとともに、「礼文町砂防・治山連絡会議」を実施し、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案した砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備及び老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を推進し、砂防設備や治山施設の一層の整備促進と適切な維持管理を図る。
- 国や北海道の取組と連携し、山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。
- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、国・北海道と連携し、適切な維持管理や計画的な更新等を行う。

【指標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
土砂災害警戒区域指定状況	72%⇒100% (R3)
土砂災害ハザードマップの作成	未策定⇒作成 (R3)

【推進事業】

- 小規模治山事業
- 治山・治水・急傾斜地事業(道)

事態 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 津波ハザードマップや避難計画について、地域住民へ継続的に周知・啓発を図る。
- 町における津波ハザードマップ及び避難計画について、北海道による新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行の津波ハザードマップや避難計画の改訂を実施する。
- 津波災害から町民等の生命、財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、「礼文町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の更新を行うとともに、住民への周知及び関係機関と連携し、津波災害対策体制を整備する。
- 津波災害からの「逃げ遅れゼロ」に向け、避難訓練の実施、防災教育などにより、普及啓発を促進する。
- 津波災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域内にある要配慮者施設の利用者等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、施設管理者等の義務付けられた避難確保計画作成・見直し及び避難訓練の実施など、施設管理者等による主体的な取り組みの促進を図り、避難体制の充実・強化を促進する。
- 発災時において、被害を最小限に食い止められるように、避難路及び避難場所等の整備を推進する。

(海岸保全施設等の整備) **重点**

- 高波・高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、海岸保全施設の計画的な整備や老朽化対策、適切な維持管理について、国や北海道に要望し、整備等の推進を図る。

【指標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
津波ハザードマップの作成状況	作成済 (H29) ⇒ 逐次、修正
避難路・防災避難所の整備	避難所：3箇所 (R元) ⇒ 5箇所 (R3)
海岸保全施設長寿命化計画の策定	未策定 ⇒ 策定 (R3)

【推進事業】

- 離島活性化交付金事業
- 香深港国直轄事業 (国)：香深本港南外防波堤改良、船泊分港北防波堤護岸改良
香深本港、船泊分港老朽化対策
- 社会資本整備総合交付金事業：港湾施設改良・老朽化対策、情報提供施設整備
香深港・船泊分港整備事業
- 港湾施設維持管理事業

事態 1-4 異常気象等による市街地等の浸水

(洪水ハザードマップ等の作成)

- 北海道が発表する2級河川(※対象河川：大沢川)における洪水氾濫危険地域と過去の災害発生地域等を踏まえたハザードマップの作成し、地域住民への周知・啓発を図るとともに、防災訓練などに取り組む。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河川管理施設については、必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。
- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川管理者に対し、河川改修や河川施設の長寿命化等を要請するとともに、大規模自然災害に対しては迅速かつ的確に初動対応するための連携強化を図る。

【指標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
洪水ハザードマップの作成	未作成⇒作成 (R3)

【推進事業】

- 河川整備事業 (道・町)
- 治山・治水・急傾斜事業 (道)

事態 1 - 5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪に関する平時からの意識啓発を促進する。
- 防雪施設については、道路防災の視点による点検を踏まえた要対策箇所を中心に防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(除雪体制の確保)

- 適切な除排雪を推進するため、毎年除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、地元業者と町の除雪計画及び実施路線の確認を行い、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。
また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保を図るため、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
防雪柵整備	70%⇒100% (R6)
除排雪車両保有台数	4台⇒更新により現状維持

【施策事業】

- 除雪事業
- 治山・治水・急傾斜事業 (道)

事態 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、町が設置する避難所等における防災対策として、毛布や暖房器具、発電機の備蓄を推進する。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
防寒器具等の備蓄	毛布1000、発電機38、ポ-ダブルストーブ 43 ⇒毛布1400、発電機42、ポ-ダブルストーブ 50(R3)
避難所運営マニュアルの作成状況	作成済 (R2) ⇒適宜修正

【推進事業】

- 地域づくり総合交付金 (防災備蓄品)

事態 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有するシステムの構築や観測機器の設置を推進する。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信連絡訓練等により北海道防災情報システムの操作方法等の習熟を図る。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の整備、また将来的に移動系防災行政無線の整備を検討し、通信手段の多様化など、通信体制の確保を図る。

(自主防災組織の結成)

- 地域防災力の向上のため、「礼文町自主防災の手引き」を活用し、自主防災組織結成の推進を図るとともに、「防災リーダー養成講習会」の開催並びに、北海道の「地域防災マスター制度」などの活用により、人材を育成して、組織の強化を図る。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえ、「礼文町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の改訂を行い、各種災害に係る避難勧告等の発令基準等の見直しを進める。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し、提供する体制を整備する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要なIP告知放送の整備を実施するとともに、公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート(災害情報共有システム)の効果的な運用や緊急速報メール(礼文町防災メール)、SNSやIP告知放送の活用など、適時の情報発信と災害情報伝達手段の多重化を図る。またLアラートを活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 予期せぬトラブルによる障害が生じる事態を想定し、災害時の情報伝達を確実にするため、災害情報の提供に有効な地域のコミュニティFM局との連携強化など多様な方法による情報発信の強化を促進する。

(高齢者や観光客等の要配慮者対策)

- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるように、具体的な避難方法をまとめた個別の避難確保計画の策定等、自主防災組織（自治会）など地域住民の支援による避難体制の整備を推進する。
- 外国人を含む観光客等に対する災害情報の伝達体制を強化するため、SNS等を利用した多言語による災害情報発信を行うとともに、観光客等の移動の利便性を確保するため、多言語やピクトグラムを活用した道路案内標識等を整備し、観光客等の安全確保に向けた取り組みを推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上など、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関等と連携しながら防災意識向上に向けた取り組みを推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、「一日防災学校」等の体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
自主防災組織の育成状況	年間5自治会 (R5 : 100%)
一日防災学校の開催	2校⇒毎年1校
防災リーダー養成講習会の開催	毎年1回
緊急速報メール(礼文町防災メール)の登録	250件⇒新規登録毎年30件

【推進事業】

- 地域情報通信基盤事業
- 情報通信網の充実 (Wi-Fi環境整備)
- 地上デジタル放送難視聴対策の推進 (共同受信施設整備事業補助)
- 地域見守り事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

事態 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、本町と北海道・民間企業・団体等との間で応援協定を締結するとともに、協定に基づく防災訓練の実施や意見交換会の開催など、平素の活動を促進し、実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、関係機関と連携したボランティア等の受入れ体制の整備を進めるとともに、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) **重点**

- 緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、法面や岩盤斜面に変化が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的かつ重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模自然災害時において応急物資等の迅速な調達を図るため、宗谷総合振興局が策定した「宗谷地域防災備蓄整備方針」を踏まえ、「礼文町防災備蓄計画」により、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での物資調達等の体制整備や備蓄物資の適時適切な更新に推進する。
- 家庭等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源の確保が行われるよう、備蓄に関する啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取り組みを促進する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努力目標)
備蓄計画の作成状況	作成済 (H28) ⇒更新 (R3)

【推進事業】

○道路維持事業(道・町)	○道路整備事業(道・町)
○小規模治山事業	○河川整備事業(道・町)
○治山・治水・急傾斜事業(道)	○砂防事業(道): トンナイ川
○防災協定の締結	○地域づくり総合交付金事業

事態 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 地域防災計画等の見直しや内容の深化、防災訓練の機会などを通じ、北海道、消防、警察、自衛隊など関係機関や地元消防団、自治会等との相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性の確保を図る。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 国や北海道全体の強靱化に直結する自衛隊の部隊規模や体制を維持するため、本町、近隣自治体、北海道が一体となって組織体制や訓練基盤等の維持・拡充に関する働きかけ等を行うとともに、自衛官の募集・援護業務へ積極的に協力する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材、消防車両等の更新・配備を計画的に行うとともに、消防団の装備についても、充実を図る。

(ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化)

- 大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重症外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリによる島外の医療機関への空輸の需要増大が見込まれることから、町内のドクターヘリ臨時離着陸場所の整備・確保を推進する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値(努力目標)
防災訓練の開催	年1回⇒毎年実施

【推進事業】

消防資機材更新・整備事業

事態 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- 平時における感染症対策として、町、保健所、医療機関等関係機関の連携により、検査・相談体制の充実を図る。
- 大規模自然災害等によって、下水道施設の機能が損なわれた場合、疾病や感染症等がまん延するリスクがあり、下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策や非常用電源の確保など長寿命化対策を推進する。

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド・パーティションの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法についても、「礼文町避難所運営マニュアル」を踏まえて、健康等への配慮を促進する。
- 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、避難者等の健康管理や施設の衛生管理など、町が作成している「礼文町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」及び北海道が作成している「北海道版避難所マニュアル」を踏まえた感染症対策を推進する。
- 避難所における健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、北海道と連携し、災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談などを行う。
- 平時における感染症対策として、町、保健所、医療機関等関係機関の連携により、検査・相談体制の充実を図る。

(被災時の保健医療体制の強化)

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療救護活動が実施できるよう、北海道や関係団体などとの更なる連携強化を図る。
- 大規模災害時の町内の医療提供体制を強化するため、救命医療や重篤患者の受入れなどに必要な応急用医療資機材や広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、診療所として緊急時に必要な機能を維持できるよう、自家発電装置の整備を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、平素より北海道と連携し、福祉関係団体等との協力体制を構築・強化する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
避難所運営マニュアルの作成状況	作成 (R2) ⇒適宜見直し

【推進事業】

○ストックマネジメント事業	○合併浄化槽整備事業
○医療機器等更新整備事業	

3. 行政機能の確保

事態3-1 町内における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部運営の根拠となる地域防災計画や業務継続計画、礼文町職員初動マニュアルについて、社会経済情勢や自然環境などの変化に応じ、見直し等を適時に行う。
- 災害対策本部の的確かつ円滑な運営のため、適切な組織体制を構成するとともに、対策活動の検討や関係機関との調整に当たっては地域防災マネージャー等の専門家を最大限に活用する。
- 災害対策本部の運営に必要な資機材の整備を推進するとともに、本部に配備される職員を対象とした運営訓練を定期的に行うなど、ハードとソフト両面からの体制整備とスキル向上を図る。
- 役場庁舎が浸水想定区域に設置されており、耐水工事が行われていないため、耐災害機能を強化するとともに、対策本部の移転先を定めており、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効率的なフォローアップを行う。
また、災害時の防災拠点となる庁舎の非常用電源設備の定期点検や保守管理を適切に実施するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を推進する。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担うため、消防団の機能強化を促進する。
また、団員数が年々減少しているため、地域の防災力の維持・強化に向け、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加を促進する。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 災害時における業務の継続体制を確保するため、業務全体を対象とした業務継続計画を策定し、職員、執務環境、物資、情報及びライフライン等の「資源」に大きな影響がある状況下においても実施すべき業務を予め特定し、業務の実施に必要な「資源」の確保や配分等について必要な措置を講ずる。
- 大規模災害等が発生した場合にあっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、ICT部門の業務継続計画を策定し、障害発生により甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等による情報システムによる業務継続を推進する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努力目標)
業務継続計画 (ICT含む) の策定状況	未策定 (R2) ⇒ 策定 (R3)

【推進事業】

○地域情報通信基盤整備事業	○情報通信網整備事業
○消防施設、資機材の更新整備事業	○役場庁舎改修事業

事態 3-2 道内外における行政機能の大幅な低下

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を促進する。
- 他の自治体において大規模災害が発生した場合には、要請に応じ、当該自治体等の災害対策本部等に応援職員を派遣できるよう、各職員の知識・技能及び経験等を把握、管理するとともに職員のスキルアップを目的とした研修制度等の整備を促進する。

【指 標(現状値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
災害時受援計画の策定	未策定⇒策定 (R3)

【推進事業】

人材交流と職員の意識向上事業

4. ライフラインの確保

事態4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギー導入拡大)

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、利用拡大や、風力発電等のプロジェクトの実証・開発プロジェクトなど、関連施策を推進する。

(電力基盤の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、国や北海道と連携し、土砂災害特別警戒区域から解除されるよう、急傾斜崩落防止の整備を推進する。また、公共施設等の電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する。
- 被災による停電時は、分散型電源としての電力供給機能の確保を促進する。
- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需要の安定のために電力事業者等との連携を強化する。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保のため、町内石油販売業者等との間で、協定を締結し、災害時に有効に機能するよう平時からの情報共有や連携強化を図る。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
石油販売業者との協定の締結状況	締結済⇒逐次、見直し

【推進事業】

- 燃料安定供給対策事業
- 災害時協定の締結

事態4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 地域産業が安定した食料供給機能を維持できるよう、港湾の耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策の他、漁港施設等漁業生産基盤の整備を推進する。
- 漁業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な漁家経営の維持に資する取り組みを推進する。

【指標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
漁業従事者の確保	330人⇒300人(維持)

【推進事業】

- 香深港国直轄事業(国)
- 社会資本整備総合交付金事業
- 港湾施設維持管理事業
- 漁業後継者対策事業(町・漁協・漁業者)
- 離島漁業再生支援交付金事業(香深・船泊集落)
- 地域産品輸送費支援事業(国・道)
- 水産物PR・水産加工品新商品開発事業(礼文町産地協議会)
- 漁業生産基盤整備事業(国・道)
- 漁業経営支援事業(道・町・漁協)

事態4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。

(水道施設等の機能強化)

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時の給水拠点の確保や給水訓練の実施など応急給水体制の整備を推進する。

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に備えた業務継続計画(下水道BCP)については、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設等の耐震化やストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 浄化槽について、単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値(努力目標)
浄水施設の耐震化	25%⇒50% (R4)
下水道BCPの策定	策定済⇒逐次、更新
下水道ストックマネジメント計画の策定	策定中⇒策定 (R3)
合併浄化槽の設置	33%⇒生活排水処理基本計画により推進

【推進事業】

- 船泊・内路簡易水道整備
- 香深簡易水道整備
- スtockマネジメント事業
- 合併浄化槽整備事業

事態4-4 地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 落石や岩盤崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を着実に進めるとともに、その他の各道路施設についても計画的な更新を含めた適切な維持管理・更新等を実施する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
道路斜面等の要対策箇所の対策	5箇所⇒必要に応じ、実施
橋梁の予防保全策	6橋⇒必要に応じ、実施
道路橋の長寿命化修繕計画の策定	策定済⇒適宜見直し

【推進事業】

- 道路維持事業（道路維持保全事業、社会資本整備総合交付金事業）（道・町）
- 道路整備事業（道・町）

5. 経済活動の機能維持

事態5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(被災企業等への金融支援のための援助)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧を経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取り組みに対する支援を推進する。

【推進事業】

- 中小企業支援事業

事態5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化) **重点**

- 災害時における物資や人員の輸送の他、日常の経済活動に必要な物資の流通拠点としての役割を担う港湾の機能強化の他、国との連携を図りながら老朽化対策などの、計画的な整備を推進する。

(港湾における業務継続体制の整備)

- 地震・津波など大規模災害が発生した場合に、香深港における港湾施設の被災による地域への影響を最小限とするため、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的とする「香深港BCP」を策定し、災害に備える。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
流通拠点等	香深港、船泊分港等
港湾BCPの策定	未策定⇒策定(R3)

【推進事業】

- 香深港国直轄事業(国)：香深本港南外防波堤改良、船泊分港北防波堤護岸改良
香深本港、船泊分港老朽化対策
- 社会資本整備総合交付金事業：港湾施設改良・老朽化対策、情報提供施設整備
香深港・船泊分港整備事業
- 港湾施設維持管理事業
 - ・ 防波堤(南外)(改良)の改良及び港内消波(香深港本港)
 - ・ 護岸(防波)(北)(改良)の改良(香深港、船泊分港)
 - ・ 中央埠頭岸壁及び臨港第四道路の越波対策(香深港本港)
- 漁業生産基盤整備事業(国、道)

6. 迅速な復旧・復興等

事態6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、本町における災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値(努力目標)
災害廃棄物処理計画の策定	未策定⇒策定 (R3)

【推進事業】

- 廃棄物処理施設整備

事態6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業団体との連携体制を強化する。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手の確保対策を推進する。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国・北海道との行政職員の応援・受援体制を強化する。

【指 標(目標値)】

項 目	目 標 値(努力目標)
災害時受援計画の策定	未策定⇒策定 (R3)

【推進事業】

- 災害時協定(応急対策業務)に係る協定の締結

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、礼文町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局について
- ・ 計画期間における施策推進の工程の管理
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点の把握
- ・ 当該年度における予算措置状況の管理
- ・ 当該施策の推進に必要な道の施策等に関する提案・要望事項の整理

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、礼文町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

3 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、行政のみでは限界があり、多岐にわたる施策を計画的かつ総合的、効果的に実施することは、自治会や民間関係者をはじめ、国・北海道などとも連携し、推進していかなければならない。

施策プログラムについては、大規模災害により生じかねない事象を想定し、各課等が横断的に連携し、推進していくことが極めて重要である。

そのため、全課等の横断的な体制の強化を図り、各種関係団体との連携による推進体制の下、効率的な推進管理を行うため、各課を通じた課題などの把握を行い、施策の推進に反映していく。

礼文町強靱化計画

発行日	令和2年12月
発行	礼文町
編集	礼文町役場総務課 〒097-1201 北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558-5 電話：0163-86-1001 FAX：0163-86-1007
